

ソーラーシェアリングで活用できる補助金について解説

皆さま、こんにちは。

ソーラーシェアリングのことならお任せ！

太陽光発電による再生電力の供給と営農の両立が可能なソーラーシェアリングですが、その初期費用の高額さから導入を諦めてしまっている方も多いのではないのでしょうか？
そのような方にお勧めさせていただきたいのが補助金を活用したソーラーシェアリングの導入です。令和4年度はソーラーシェアリングの導入に対して環境省・経済産業省それぞれから補助金が用意されており、お得に導入することが出来ました。
そして、令和5年度もソーラーシェアリングに関する補助金の情報が発表されており、お得に導入することが可能です。

今回は、令和5年度の概算要求情報をもとにソーラーシェアリングの導入で活用できる補助金についてご説明させていただきます。

ソーラーシェアリングで活用できる補助金は？

令和4年度は環境省・経済産業省それぞれからソーラーシェアリングで活用できる補助金が発表されていました。これらの補助金には一定の要件があるものの、それらを満たすことで1/2～2/3の補助を受けてソーラーシェアリングを導入することができます。

そして、令和5年度も上記と同じ補助金が概算要求情報として発表されています。

新たな手法による再生導入・価格低減促進事業（環境省）

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金（経済産業省）

今回はこれらの補助金情報についてご説明させていただきます。

新たな手法による再生導入・価格低減促進事業（環境省）

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

- 1. 事業目的**
- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。
 - 再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進する。

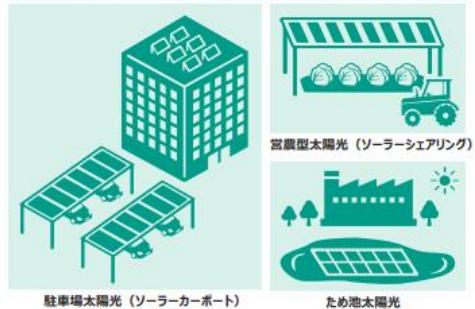
2. 事業内容

- 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**
 駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**
 営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**
 オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）**
 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- 新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**
 新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～④：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）
 ⑤：委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①④⑤ 令和3年度～令和7年度
 ②③ 令和4年度～令和7年度

4. 事業イメージ



※コスト要件
 ①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
 ④（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和5年度の概算要求額	200億のうち一部
対象設備	①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 ⇒ 駐車場（ソーラーカーポート） ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 ⇒ 営農地、ため池、廃棄物処分場（埋立地） ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 ④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業 ⑤新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託） ⇒ ①～④の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。
補助率	■ 上記①：1/3

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記② : 1/2 ■ 上記③ : 1/3 ■ 上記④ : 3/4、1/3、1/2 ■ 上記⑤ : 委託 <p>※計画策定 : 3/4 (上限 1,000 万円) 設備等導入 : 1/3、1/2</p>
対象	<p>民間企業、その他法人 (社会福祉法人、医療法人など)</p> <p>※PPA、リース可</p>

こちらの補助金ではソーラーカーポートや営農型太陽光発電など太陽光発電の新たな手法での太陽光発電導入に対して補助を受けることができます。

このうち、②の補助対象に営農型太陽光 (ソーラーシェアリング) が含まれており導入に対して 1/2 の補助を受けることができます。基本的には発電した電力は自家消費しなければならぬものの、一定の条件を満たすことでオフサイト PPA の電力として売電することが可能です。

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金 (経済産業省)

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

令和 5 年度概算要求額 **165.0 億円 (125.0 億円)**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>事業目的</p> <p>2030年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であり、また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点で必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていないことから、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進することを目的とします。</p> <p>事業概要</p> <p>再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。令和5年度からは、新たに蓄電池併設型の設備導入について支援を拡充します。</p> <p>【主な事業要件例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の新規設置案件※であること ※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可 (1地点当たりの設備規模等についても要件化) ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること ※一定期間 (8年) 以上の受電契約等の要件を設定。 ・廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等 	<p>民間事業者等が太陽光発電設備を導入するための、機器購入等の費用について、2/3又は1/2を補助する。</p> <p>※自治体連携型 : 2/3、その他 : 1/2</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>【対象事業スキームイメージ】</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div>
成果目標	
<p>令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現を目指します。</p>	

令和 5 年 度概算要 求額	165 億円
対象設備	機器購入費
補助率	自治体連携型：2/3 その他：1/2
対象	民間事業者および自治体
参考	<p>①令和 5 年度より蓄電池併設型の設備導入支援を拡充</p> <p>②FIT または FIP 制度を活用しない、自己託送ではないこと</p> <p>③一定規模以上の新規設置案件であること（令和 4 年度は、合計 2MW 以上の新設設備で、単価が 25 万円 /kW(AC ベース)未満であることが要件でしたが、令和 5 年度の詳細はまだ出ていません）</p> <p>④8 年以上にわたり一定量以上の電気の利用契約等を締結すること</p>

こちらは NonFIT 太陽光発電によるオフサイト PPA で活用可能な補助金となっております。

令和 5 年度より蓄電池併設型の設備導入について補助範囲を拡充することが経済産業省の概算要求にて明言されました。こちらの補助金は野立て太陽光発電に限定されているものの設置形態に制限は無い為、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）でも補助を受けることができます。

まとめ

費用が高額なため躊躇してしまいがちなソーラーシェアリングですが、補助金を活用することで費用を抑えて導入することが可能になります。

太陽光関連の補助金が拡充している今こそが、ソーラーシェアリングをお得に設置することが
できるチャンスです。

ぜひ皆さまも補助金を活用した導入をご検討ください。

最後までお読みいただきありがとうございました。

ソーラーシェアリングのことなら野田建設にお任せ！

次回のブログもお楽しみに！